

### (3) 新制度における基準等の検討事項について

#### 1. 保育の必要性の認定基準

##### 【概要】

現行制度は、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、保育の実施基準を条例で定めています。

新制度は、子ども・子育て支援法により、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（児童福祉法の規定は削除されます。）。

当市は、既存の条例を廃止（改正）し、改めて保育の必要性の認定基準（事由・区分・優先利用）について定める必要があります。

##### 【事由について】

○国の方針 条例等の制定にあたっては従うべき基準とされる見込み（子ども・子育て支援法施行規則で定められる予定）

##### （現行）児童福祉法

保護者が保育することができないと認められる場合

- |                            |
|----------------------------|
| ① 昼間の就労が常態としていること          |
| ② 妊娠・出産によるもの               |
| ③ 保護者の傷病、障害によるもの           |
| ④ 同居の親族を常時介護していること         |
| ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあまっている |

⑩ 上記に類する状態にあること

##### （新基準案）子ども・子育て支援法

子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難な場合

- |   |
|---|
| ① 月に48時間から64時間までの範囲で市町村が定める時間以上の労働を常態とする。 |
| ② 妊娠・出産によるもの                              |
| ③ 保護者の傷病、障害によるもの                          |
| ④ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護によるもの             |
| ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあまっている                |
| ⑥ 求職活動を継続的に行っている                          |
| ⑦ 就学                                      |
| ⑧ 虐待やDVのおそれがあること                          |
| ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であること   |
| ⑩ 上記に類する状態として市町村が認める場合                    |

## ●方針のポイント

- 国の方針については、市町村が条例の制定にあたって「従うべき基準」となることが予想されています。
- 保育の必要性としてこれまでに国が定めていなかった、求職活動、就学、DV、長期入院者の看護、育児休業中の取扱いが加わり、これまでより保育の必要な子どもに対しての必要性（保育に欠ける）を認めています。
- 既に、新規に加わる上記の要件については、本市では保育に欠ける要件に類する者として運用しており、その程度や基準について、国の定める基準に対応する必要があります。



国の方針において 市町村が定める必要があるもの（①月に48時間から64時間までの範囲で市町村が定める時間以上の労働を常態とする。）については、別途、検討し決定していく必要があります。

この後の【区分について】で示します。

## 【区分について】

(区分)

- 国の方針 条例等の制定にあたっては従うべき基準とされる見込み ※政省令は未制定。現在の方針を示す。  
新制度においては、2つの区分が設定される予定。

保育標準時間＝主にフルタイムの就労を想定（現行の11時間の開所時間に相当）

就労時間の下限は、週30時間程度

保育短時間＝主にパートタイムの就労を想定

就労時間の下限は、月48時間以上64時間以下の範囲内で、市町村が地域の実態等を考慮して定める

現在保育所に入所している児童については、就労時間の下限の設定があっても、引き続き入所できる経過措置を講ずる。

就労時間の下限を「月48時間～64時間以上」以外に設定している場合は、保育の量的確保等に時間を要することを考慮し最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能とする。

## ●方針のポイント 保育短時間の就労下限時間の設定について

[保育標準時間について]

就労時間の下限は、週30時間程度とする。

現行の市の運用においては、低年齢児（0.1歳児）の下限時間月120時間に相当

[保育短時間について]

就労下限時間について、当市の現状は、次の表のとおりですが、以下が問題となります。

○4.5歳については下限時間が設定されておらず、国の示す下限時間の最小時間48時間を下回る場合も想定される。

○0歳、1歳の場合は下限時間の最大時間64時間でも、現在の基準の120時間の1/2程度となる。

○特定保育事業（0歳児から2歳児までの主にパートタイム就労者を対象とした短時間保育）の保育利用時間は、月64時間を下限としている。この場合、想定上（週4回以上で下限ぎりぎりの場合）就労時間が月48時間を下回ることも想定される。（平成25年度で該当する者 48時間 1名 60時間 1名）

	就労時間（拘束時間）の下限
0・1歳児	概ね 週30時間 月120時間
2歳児	概ね 週20時間 月80時間
3歳児	概ね 週16時間 月64時間
4・5歳児	週3日程度 時間に規定なし

(保育必要量)

- 国の方針 条例等の制定にあたっては従うべき基準とされる見込み ※政省令は未制定。現在の方針を示す。  
それぞれの家庭の状況において、その範囲内で利用することが可能な最大限の枠として設定。  
施設・事業者においては、利用定員に応じ、その枠に対応した体制をとることとする。

国の定める基準の変更は認められない見込みの為、変更せず基準を設定します。

年間日数枠＝約300日（現行の年間開所日数と同様）

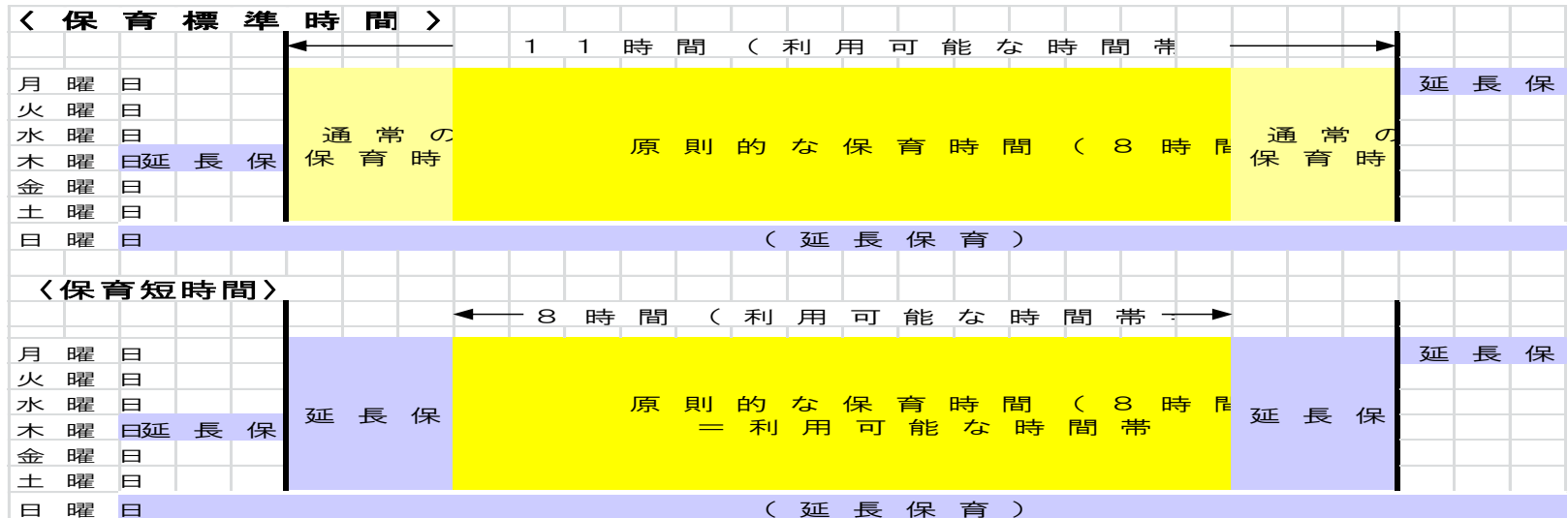
時間数枠

保育標準時間＝1日11時間まで 1か月平均275時間 最大292時間 最低212時間

フルタイム勤務の勤務形態を想定

勤務時間 1日7～8時間前後 休憩時間 1日45分～1時間 通勤に片道1時間前後

保育短時間 ＝1日8時間まで 1か月平均200時間 最大212時間



## 【優先利用の事由】入所判定における優先度

- 国の方針 条例等の制定にあたっては従うべき基準とされる見込み ※政省令は未制定。現在の方針を示す。  
但し、優先利用の対象として考えられる事項は参酌すべき事項とされる見込み

待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。

虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法24条5項に基づく措置制度も併せて活用することとする。

それぞれの事項については、適用される子ども、保護者、状況、体制が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用。

### 「優先利用」の対象として考えられる事項の例示

- ①ひとり親家庭（母子寡婦法に基づき配慮が求められる）
- ②生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合（児童虐待防止法に基づき配慮が求められる）
- ⑤子どもが障害を有する場合
- ⑥育児休業明け
  - ア. 育児休業取得前に特定教育・保育施設を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合
  - イ. 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育等施設、地域型保育事業の利用を希望する場合
  - ウ. 1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合
- ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所の利用を希望する場合
- ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児
- ⑨その他市町村が定める事由

## ●方針のポイント

- 国の示している内容と、本市の現行の優先度（指数上の処置はないものの、配慮しているものを含む）と異なっているものは、下記のとおりとなっています。

### ⑤子どもが障害を有する

[現行の運用] 調整指数上の優先度は高めていないが、優先している。

ただし、集団体験を実施し、集団保育が可能か判断したうえで、各保育所の保育士の配置体制により入所先を検討している。

- ⑨の市町村が定める事由について、その他の事項を定める必要があるか。

国は、例として、**保護者の疾病・障害の状況**

**世帯の経済状況**

**保育士等の子ども**

[現行の運用] 調整指数上の優先度は高めていないが、保育士等の子どもについては、指数上同じ場合のみ優先している。

理由＝申請された子ども以外の子どもの保育に必要な人材を確保することにより、市全体での子ども受け入れ枠の拡大が見込める。また、保育士として就労する保育所に入園させることができないことから、希望する保育所に制約が生じている面も考慮している。

## 2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

### 【概要】

新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。

この、確認制度における施設・事業の満たすべき運営基準について、市町村が条例で定めることとなっています。

### 【条例で定める項目】

- 国の定める基準では、「利用定員」「施設・事業の運営に関する事項で、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」について、従うべき基準、それ以外は、参酌すべき基準であります。

#### ①利用定員に関する基準

項目	国の基準		従/参
	特定教育・保育施設	特定地域型保育	
利用定員	認定こども園及び保育所に限り 20名以上  利用定員を定める区分 1号認定の子ども 2号認定の子ども 3号認定の満1歳以上 3号認定の0歳	家庭的保育事業 1人以上5人以下  小規模保育事業A型・B型 6人以上19人以下  小規模保育事業C型 6人以上10人以下  ※法施行後5年間経過措置 6人以上15人以下  居宅訪問型保育事業 1人  利用定員を定める区分 事業所ごとに、0歳と満1歳以上で定める	従



## ②運営基準

### (利用開始に伴う基準)

項 目	国の基準		従/参
	特定教育・保育施設	特定地域型保育	
内容及び手続 の説明及び同意	<p>・施設は特定教育・保育の提供の開始に際して、利用申込者に対し下記の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>〈重要事項〉</p> <p>①運営規程の概要</p> <p>②職員の勤務体制</p> <p>③利用者負担</p> <p>④その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項</p>	<p>・施設は地域型保育の提供の開始に際して、利用申込者に対し下記の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>〈重要事項〉</p> <p>①運営規程の概要</p> <p>②連携施設の種類、名称、連携協力の概要</p> <p>③職員の勤務体制</p> <p>④利用者負担</p> <p>⑤その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項</p>	従
	<p>・利用申込者から申し出があった場合は、文書に記すべき事項を電磁的方法による提供することができる。この場合文書を交付したとみなす。</p> <p>〈提供方法〉</p> <p>①電子メール</p> <p>②施設のホームページ上への掲載</p> <p>③磁気ディスク、CD-ROM等</p> <p>※利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成できるものでなければならない。</p> <p>・電磁的方法により、重要事項を提供しようとする場合は、あらかじめ、利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得な</p>	特定教育・保育施設の基準を準用	参

	なければならない。		
利用申込に対する正当な理由のない提供拒否の禁止等 (当分の間、私立保育所は適用しない)	<p>・施設は、支給認定保護者からの申込みを受けた場合は、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>定員を上回る申込みがあった場合の選考方法 〈幼稚園又は認定こども園の1号認定の子ども〉</p> <p>①抽選 ②申込みを受けた順序 ③設置者の教育・保育に関する理念・基本方針 ④その他公正な方法 〈保育所又は認定こども園〉</p> <p>保育の必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考する。</p> <p>選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示したうえで選考しなければならない。</p>	<p>特定教育・保育施設の基準と同じ</p> <p>定員を上回る申込みがあった場合の選考方法(3号認定子ども)</p> <p>保育の必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考する。</p> <p>選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示したうえで選考しなければならない。</p>	<p>従</p> <p>従</p>
	<p>・施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	特定教育・保育施設の基準と同じ	参
あっせん、調整及び要請に対する協力(当分の間、私立保育所は適用しない)	<p>・施設は市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>〈認定こども園又は保育所に限る〉</p> <p>・施設は2号、3号認定の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	特定教育・保育施設の基準と同じ	従
児童福祉法第	・市町村からの委託を受けたときは正当な理由がない限		従

24条第1項の規定に基づく保育の委託（私立保育所のみ）	りこれを拒んではならない。		
受給資格等の確認	・施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証により ①支給認定の有無 ②認定区分 ③支給認定の有効期間 ④保育必要量等 を確認する。	特定教育・保育施設の基準を準用	参
支給認定の申請に係る援助	・施設は、支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われる必要な援助を行わなければならない。	特定教育・保育施設の基準を準用	参
	・施設は、支給認定の変更の認定の変更の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合はその限りではない。	特定教育・保育施設の基準を準用	参

**(教育・保育の提供に関する基準)**

項目	国の基準		従/参
	特定教育・保育施設	特定地域型保育	
心身の状況等の把握	・施設は、支給認定子どもの心身の状況、その他置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況の把	特定教育・保育施設の基準と同じ	参

	握に努めなくてはならない。		
特定教育・保育施設との連携		<p>・事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、必要な保育が継続的に提供されるよう、次の事項に係る連携協力を行う、特定教育・保育施設（以下「連携施設」）を確実に確保しなければならない。</p> <p>①支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談・助言その他保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>②必要に応じて代替保育を提供すること。</p> <p>③保育の提供の終了に際して、支給認定保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて特定教育・保育の提供をすること。</p> <p>※連携施設の確保が著しく困難で、地域子ども・子育て支援事業による支援を行うことができると市町村が認める場合、省令の施行後5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	従
特定教育・保育施設との連携		<p>・居宅訪問型事業を行う者は、障害、疾病等により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、適切な専門的な支援その他便宜が受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所児童施設等を適切に確保しなければならない。</p>	従
		<p>・事業所内保育事業を行う者であって、利用定員が20名以上のものについては、連携施設の確保に当たって、集団保育体験及び代替保育に係る連携</p>	従

		協力を求めることを要しない。	
		・事業者は、保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他の連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。	参
小学校等との連携	・施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども子育て支援事業を行うものその他の機関との密接な連携に努めなければならない。	特定教育・保育施設の基準を準用	参
教育・保育の提供の記録	・施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	特定教育・保育施設の基準を準用	参
利用者負担額等の受領	<p>・施設は、特定教育・保育（特別利用保育・特別利用教育を含む）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受ける。</p> <p>・法定代理受領を受けない施設は、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育基準額の支払いを受ける。</p> <p>※法定代理受領 市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領するこ</p>	<p>・事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育・特定利用地域型保育含む）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受ける。</p> <p>・法定代理受領を受けない事業者は、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育基準額の支払いを受ける。</p>	従

利用者負担額等の受領	とをいう。		
	<p>〈上乗せ額〉</p> <p>・施設は上記の利用者負担額の等の支払いを受ける額に加え、特定教育・保育の質の向上を図る上で必要と認められる対価について、その費用として見込まれる額と保育費用基準額等との差額に相当する金額の範囲内で支給認定保護者から支払いを受けることができる。</p> <p>※私立保育園は市町村の同意が必要</p>	特定教育・保育施設の基準と同じ	従
	<p>〈その他費用〉</p> <p>・施設は、上記の支払いを受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に必要な下記の費用を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>①日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③食事の提供に要する費用（3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定子どもについては、主食の提供に係る費用に限る）</p> <p>④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤その他、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされる費用で、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>〈その他費用〉</p> <p>・事業者は、上記の支払いを受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に必要な下記の費用を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>①日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③特定地域型保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④その他、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育施設の利用において通常必要とされる費用で、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	従
	・施設は、上記の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を支払った支給認定保護者に交付しなければ	特定教育・保育施設の基準と同じ	従

	<p>ならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は〈上乗せ額〉及び〈その他費用〉の支払いを求める際には、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにし、支給認定保護者に対し説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、〈その他費用〉の支払いについては、文書によることを要しない。</li> </ul>	特定教育・保育施設の基準と同じ	従
施設型給付費等（地域型保育給付費等）の額にかかる通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は、法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付の額を通知しなければならない。</li> <li>・法定代理受領を行わない施設は、特定教育・保育に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</li> </ul>	特定教育・保育施設の基準を準用（「施設型給付費」を「地域型保育給付費」に読み替え）	参
特定教育・保育（特定地域型保育）の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は、下記の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</li> <li>①幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</li> <li>②認定こども園 ③④の事項</li> <li>③幼稚園 幼稚園教育要領</li> <li>④保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</li> </ul>	・事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従

特定教育保育 (特定地域型 保育)に関する 評価等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</li> <li>施設は、定期的に当該特定教育・保育を利用する支給認定保護者その他特定教育・保育関係者(当該施設職員を除く)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</li> </ul>	特定教育・保育施設の基準と同じ	参
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</li> </ul>	特定教育・保育施設の基準を準用	参
緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子ども保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	特定教育・保育施設の基準を準用	参
支給認定保護者に関する市町村への通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</li> </ul>	特定教育・保育施設の基準を準用	参

(管理・運営に関する基準)

項目	国の基準		従/参
	特定教育・保育施設	特定地域型保育	
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設は次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</li> <li>①施設の目的及び運営方針</li> </ul>	特定教育・保育施設の基準と同じ	参



	<ul style="list-style-type: none"> <li>②提供する特定教育・保育の内容</li> <li>③職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</li> <li>⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額</li> <li>⑥区分ごとの利用定員</li> <li>⑦施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たりの留意事項</li> <li>⑧緊急時等における対応方法</li> <li>⑨非常災害対策</li> <li>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪その他、施設の運営に関する重要事項</li> </ul>		
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。</li> <li>・施設は、当該施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。</li> <li>・施設は、職員の質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</li> </ul>	特定教育・保育施設の基準と同じ	参
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。</li> <li>ただし、</li> <li>①年度中における需要の増大への対応</li> <li>②法第34条第5項に規定する便宜への対応、</li> <li>③児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措</li> </ul>	特定教育・保育施設の基準と同じ	参

	置への対応 ④災害、虐待その他やむを得ない場合はこの限りでない。		
掲示	・施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	特定教育・保育施設の基準を準用	参
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	・施設において、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしてはならない。	特定教育・保育施設の基準を準用	従
虐待等の禁止	・施設職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	特定教育・保育施設の基準を準用	従
懲戒に係る権限の濫用禁止	・認定こども園及び保育所の長は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関して必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	特定教育・保育施設の基準を準用	従
秘密保持等	・施設職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務で知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・施設は、施設職員であった者が、上記の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 ・施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども子育て支援事業を行う者その他関係機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書によりその保護者の同意を得ておかなければならない。	特定教育・保育施設の基準を準用	従
情報の提供等	・施設は、施設を利用しようとする支給認定保護者が、	特定教育・保育施設の基準を準用	参

	<p>適切に施設を選択することができるよう特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設は、その施設について広告する場合、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</li> </ul>		
利益供与等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設は、利用者支援事業その他地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者又はその職員に対し、子ども又はその家族に対して当該施設を紹介する対償として、金品その他の財産的利益を供与してはならない。</li> <li>施設は、利用者支援事業その他地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者又はその職員から、子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産的利益を收受してはならない。</li> </ul>	特定教育・保育施設の基準を準用	参
苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設は、提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</li> <li>施設は、苦情を受け付けた場合には内容等を記録しなければならない。</li> <li>施設は、苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</li> <li>施設は、市町村が行う報告、帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該市町村からの質問、設備、帳簿書類、その他物件の検査に応じ、支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導、助言を受けた場合は、それに従って必要な改善</li> </ul>	特定教育・保育施設の基準を準用	参

	を行わなければならない。		
地域との連携等	・施設は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	特定教育・保育施設の基準を準用	参
事故発生の防止及び発生時の対応	<p>・施設は、事故の発生又は再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。</p> <p>②事故が発生した場合、又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。</p> <p>③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的実施すること。</p>	特定教育・保育施設の基準を準用	従
	・施設は、特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	特定教育・保育施設の基準を準用	従
	・施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	特定教育・保育施設の基準を準用	従
	・施設は、特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	特定教育・保育施設の基準を準用	従
会計の区分	・施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業と区分しなければならない。	特定教育・保育施設の基準を準用	参
記録の整備	・施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	特定教育・保育施設の基準と同じ	参
	・施設は、支給認定子どもに対する、特定教育・保育に関する次の各記録を整備し、その完結の日から5年間保	特定教育・保育施設の基準と同じ	参

	<p>存しなければならない。</p> <p>①特定教育・保育に当たっての計画</p> <p>②特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>③市町村への通知に係る記録</p> <p>④苦情の内容等の記録</p> <p>⑤事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p>		
特別利用保育の基準	<p>・保育所が、1号認定子どもに特別利用保育を提供する場合には、保育所の基準を遵守し、特定保育利用者を含めた総数が、当該施設の利用定員を超えないものとする。</p>		従
特別利用教育の基準	<p>・幼稚園が、2号認定子どもに特別利用教育を提供する場合には、幼稚園の基準を遵守し、特定教育利用者を含めた総数が、当該施設の利用定員を超えないものとする。</p>		従
特別利用地域型保育の基準		<p>・事業者が、1号認定子どもに特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守し、3号認定子ども（特定利用地域型保育を提供する場合は2号認定子どもを含む）を含めた総数が、当該施設の利用定員をこえないものとする。</p>	従
特定利用地域型保育の基準		<p>・事業者が、2号認定子どもに特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守し、3号認定子ども（特定利用地域型保育を提供する場合は1号認定子どもを含む）を含めた総数が、当該施設の利用定員をこえないものとする。</p>	従